

保険商品ラインアップの追加についてご案内

株式会社北越銀行（頭取 佐藤 勝弥）では、2019年2月20日（水）から保険商品4商品の取扱いを開始いたします。当行では、今後も多様化するお客さまのニーズにお応えできるようラインアップの充実に努めてまいります。

記

1. 商品の概要

【一時払終身保険】

商品名	ふるはーとJロードグローバル
引受保険会社	住友生命保険相互会社
通貨	米ドル、豪ドル
特徴	(1) 第1保険期間（5年または10年）の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間以後の死亡保険金額を指定通貨建て大きくしています。 (2) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加していただくことにより、第1保険期間中の死亡保険金額を円建てで保障します。 (3) 職業のみの告知でお申いただけます。

商品名	ふるはーとJロードプラス
引受保険会社	住友生命保険相互会社
通貨	円
特徴	(1) 死亡給付金額、（災害）死亡保険金額、解約返戻金額は、円建てでご契約時に確定します。 (2) 第1保険期間（5年または10年）の死亡保険金額を一時払保険料相当額に抑えることで、第2保険期間の死亡保険金額を大きくしています。 (3) 職業のみの告知でお申いただけます。

【医療保険】

商品名	ちゃんと応える医療保険EVER
引受保険会社	アフラック
特徴	(1) 短期の入院や増加傾向にある入院前後の通院を保障します。 (2) 特約の種類が充実し、年齢とともに移り変わるリスクに備えられます。 (3) ご加入にあたっては医療告知が必要になります。

【がん保険】

商品名	生きるためのがん保険Days1
-----	-----------------

引受保険会社	アフラック
特徴	(1) 入院はもちろん、三大治療のための通院や所定の通院期間中の通院も日数無制限で保障します。 (2) 三大治療や先進医療に備えられます。 (3) ご加入にあたっては医療告知が必要になります。 ※三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療を指します。

2. 取扱店

全営業店、暮らしの応援ひろば

3. 取扱開始日

2019年2月20日（水）

以上

[ふるはーとJロードグローバル](#) (PDF348KB)

[ふるはーとJロードプラス](#) (PDF793KB)

[ちゃんと応える医療保険EVER](#) (PDF959KB)

[生きるためのがん保険Days1](#) (PDF894KB)

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 北越銀行
営業統括部 営業企画室
担当：大野・猪飼
TEL 0258-35-3111

住友生命の 指定通貨建 一時払終身保険

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)



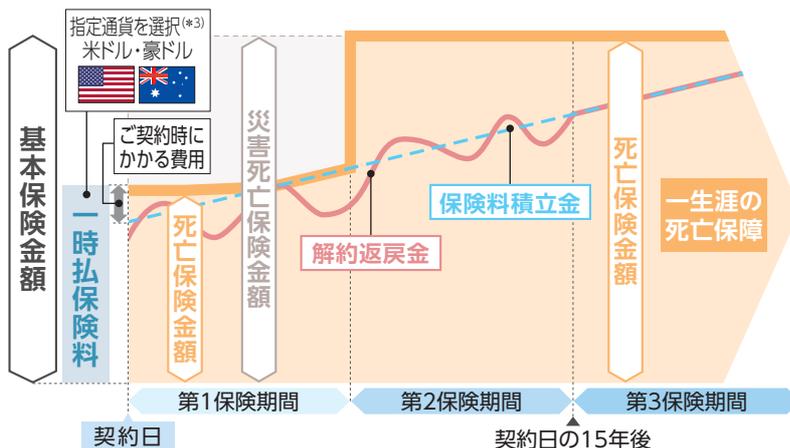
商品のしくみと特徴

第1保険期間の死亡保険金額を抑えることで、
第2保険期間以後の死亡保険金額を指定通貨建で大きくしています。

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加していただくことにより、
第1保険期間の(災害)死亡保険金の支払額として基準金額^(*)を最低保証します。

契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します。

職業のみの告知で契約年齢40歳~90歳^{(*)2}の方がお申し込みいただけます。
しくみ図(イメージ) (初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合)



※第1保険期間・第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

(*) 1) 基準金額は払込通貨に応じて次の金額をいいます。払込通貨が円貨の場合:円貨払込額。払込通貨が円貨以外の場合:一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)に住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を乗じた金額。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。(*) 2) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合、80歳までのお取扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。(*) 3) 一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただけます。

ご契約の諸基準

通貨	米ドル・豪ドル			一時払保険料	取扱単位 ^{(*)5}	米ドル:100米ドル単位 豪ドル:100豪ドル単位 円貨:1万円単位			
契約年齢と 第1保険期間・ 第2保険期間・ 第3保険期間	契約年齢 ^{(*)4}	40歳~49歳	50歳~90歳 ^{(*)2}	最低 ^{(*)5} 最高 ^{(*)6}	最低 ^{(*)5}	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円			
	第1保険期間	10年	5年		最高 ^{(*)6}	契約年齢 ^{(*)4}	40歳~49歳	50歳~90歳 ^{(*)2}	
	第2保険期間	5年	10年				最高一時払保険料	7000万円	3億円
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後終身							
告知	職業のみの告知								
保険期間	終身								
保険料払込方法	一時払いのみ								
主な付加できる特約等	初期死亡時円換算支払額最低保証特約、重度介護前払特約、保険料円貨払込特約、保険料指定外通貨払込特約、円建終身保険変更制度、目標到達時円建終身保険変更特約、円貨支払制度								

(*) 4) 契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。(*) 5) 払込通貨で判定します。(*) 6) 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて一時払保険料を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

商品の概要

保障内容	お支払いする保険金		お支払理由		お支払金額		受取人
	第1保険期間	第2保険期間	第1保険期間	第2保険期間	第1保険期間	第2保険期間	
保障内容	死亡保険金	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき ^{(*)7}	被保険者が死亡されたとき	一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人
	災害死亡保険金	死亡保険金	被保険者が次のいずれかに該当したとき 1.責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2.責任開始期以後に発病した所定の感染症 ^{(*)8} を直接の原因として死亡されたとき	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	
	第2保険期間	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額と同額	基本保険金額と同額	
	第3保険期間	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額と同額	基本保険金額と同額	
解約返戻金	あり		配当金	あり(5年ごと利差配当)			

(*) 7) ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。(*) 8) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

●本商品は被保険者が高度障害状態になられたときの保険金のお支払いはありません。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、この商品は指定通貨建(外貨建)であり、為替リスクがあります。

この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

- **ご契約時にかかる費用** ^(※1) 一時払保険料に4%を乗じた金額を上限として、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。
(※1) これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別等によって異なりますので表示しておりません。
- **ご契約後にかかる費用** ^(※1) 死亡保障やご契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。

初期死亡時円換算支払額 最低保証特約を付加した場合	上記に加え、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
重度介護前払保険金を 請求した場合	所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(ご請求額)から差し引きます。

(※1) これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別等によって異なりますので表示しておりません。

● 通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の 為替レート ^(※2)
保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 ^(※3)	TTM ^(※4) - 50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(※4) + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM ^(※4) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM ^(※4) - 25銭

(※2) 2018年8月現在のものです。今後変更することがあります。

(※3) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(※4) TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

● 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただく際や、保険金・解約返戻金等を指定通貨でお受け取りになる際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、第1保険期間および第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、**解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。

保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。そのため、**為替レートの変動により、保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**また、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換された場合、もとのお手持ち資金を下回ることがあります。

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

住友生命が支払う販売代理店手数料について

住友生命は保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として販売代理店に対し、払込金額に以下の手数料率を乗じた金額を支払います。^(*)この手数料は、住友生命が販売代理店に支払うものであり、契約締結前交付書面に記載の「お客さまにご負担いただく費用」に追加して別途お客さまにご負担いただくものではありません。

契約年齢	予定利率0.50%以上		予定利率1.00%以上		予定利率1.50%以上		予定利率2.00%以上		予定利率2.50%以上	
	初年度手数料率	継続手数料率 (年率)								
40歳～70歳	0.40%	0.05%	1.40%	0.07%	2.70%	0.17%	4.00%	0.25%	4.00%	0.25%
71歳～75歳	0.20%		0.70%		2.10%		3.30%			
76歳～90歳			1.50%		2.70%					

(*) 継続手数料はご契約から2年目～最長5年目までの間、住友生命が販売代理店に支払うものです。一時払保険料に継続手数料率を乗じた金額となります。

[募集代理店]

株式会社 北越銀行

〒940-8650 長岡市大手通二丁目2番地14
電話 (0258) 35-3111 (大代表)
(ホームページ) <http://www.hokuetsubank.co.jp/>

株式会社 長陵社

〒940-0083 長岡市宮原2丁目13番23号(長陵社ビル)
TEL 長岡 (0258) 32-1394
FAX 長岡 (0258) 36-9113

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06) 6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話 (03) 5550-1100 (大代表)
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

この資料は、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報としてご利用ください。
ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」
「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。

2018年8月版

商品概要書

住友生命の 一時払終身保険



5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)

職業のみの告知でお申し込みいただけます。

特徴
1

死亡給付金額、(災害)死亡保険金額、解約返戻金額は、
円建てでご契約時に確定します。

特徴
2

第1保険期間^(*1)の死亡給付金額を一時払保険料相当額に抑えることで、
第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日以後終身)の
死亡保険金額を大きくしています。

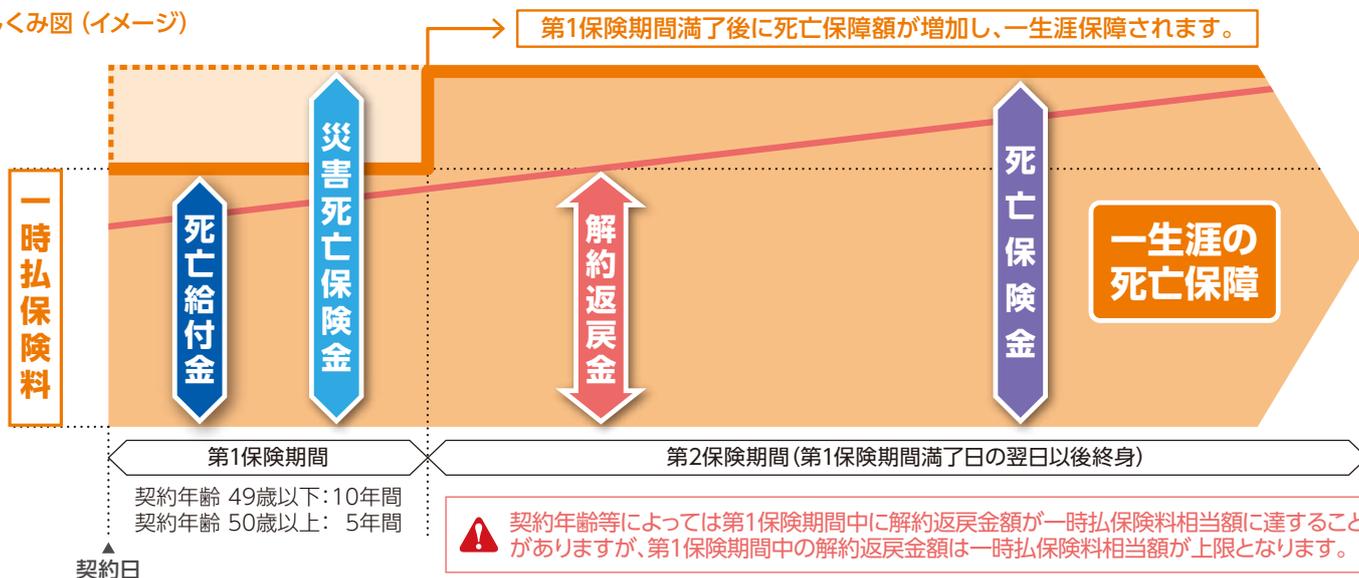
(*1)ご契約年齢により異なります。
契約年齢 49歳以下:10年間 契約年齢 50歳以上:5年間

特徴
3

将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、
ご自身で使うこともできます。

⚠️ ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。

しくみ図(イメージ)



■ご契約の諸基準

契約年齢範囲 ^(*2)	15歳~90歳 ^(*3)	最低一時払保険料	100万円		
保険期間	終身	最高一時払保険料 ^(*4)	被保険者契約年齢	15歳~49歳	50歳~90歳 ^(*3)
保険料払込方法	一時払いのみ		最高一時払保険料	7000万円	3億円
告知	職業のみの告知	取扱単位	保険金建て:万円単位・保険料建て:万円単位		

(*2) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。

(*3) 金利情勢によっては、お取扱いできない年齢があります。

(*4) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

⚠️ この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、元本保証はありません。**

商品の概要

保障内容	お支払いする保険金等		お支払理由	お支払金額	受取人
	第1保険期間	死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡されたとき ただし、災害死亡保険金がお支払される場合を除きます	一時払保険料相当額	死亡保険金受取人
		災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症(*)を直接の原因として死亡されたとき	死亡保険金額と同額	
	第2保険期間	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額	

(*) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

- この保険は、**被保険者が高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。**
- 第2保険期間中は、災害による死亡の場合にも死亡保険金をお支払いします。**
- 死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。**

主な特約	年金支払移行特約
付加できる	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。第2保険期間開始後の年単位の契約応当日に付加することができます。

返解戻金約
<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約が解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいい、ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。 ●第1保険期間中の解約返戻金額は、当社が将来の死亡保障のために積み立てた金額が一時払保険料を上回った場合でも、一時払保険料相当額が上限となります。

配当金
<ul style="list-style-type: none"> ●5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします(資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります)。

この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

○ご契約時の予定利率について

- 金利情勢に応じて毎月1日に設定し、月末まで適用されます。
- したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。

! 適用される予定利率が変わる場合、死亡保険金額、解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

! ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳しくは、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

株式会社 北越銀行

〒940-8650 長岡市大手通二丁目2番地14
電話 (0258) 35-3111 (大代表)

(ホームページ) <http://www.hokuetsubank.co.jp/>

株式会社 長陵社

〒940-0083 長岡市宮原2丁目13番23号(長陵社ビル)
TEL 長岡 (0258) 32-1394
FAX 長岡 (0258) 36-9113

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06) 6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話 (03) 5550-1100 (大代表)

(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命



医療保険の契約件数15年連続No.1*1、
ライフステージの変化を見据えて
備えることができる
アフラックの「医療保険」です。

*1 平成15年版～平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」より



特長①

(入院・通院の保障)

短期の入院や増加傾向にある入院前後の通院を保障します!

・5日未滿の入院(日帰り入院を含む)でも、一律5日分の入院給付金をお受け取りいただけます。

短期入院

・入院前の通院も、退院後の通院もしっかり保障します。*2

入院前後の通院

*2 スタンダードプランの場合

特長②

(ライフステージの変化を見据えた保障)

特約の種類が充実し、年齢とともに移り変わるリスクに備えられます!

ライフステージの変化を見据え、三大疾病*3になった場合、働けなくなった場合、介護が必要になった場合に幅広く備えられます。

三大疾病

就労困難

介護

*3 三大疾病とは、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

特長③

(付帯サービス)

ダックの医療相談サポートをご利用いただけます!

病気やケガをしたときの治療費以外の不安や悩みなども相談できます。

※このサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。

※このサービスは、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

■ 仕組図(保障内容) 入院給付金支払限度：60日型(120日型もあります) ● プランに組み込まれた保障 ○ 付加可能な保障

2つのプラン			給付金名	お支払いする場合	お支払いの限度	
スタンダードプラン	ベースプラン					
●	●	入院	疾病・災害入院給付金	入院したとき	病気・ケガそれぞれ、1回の入院につき60日(120日型は120日)まで	病氣もケガも一生保障
●	●	手術	手術給付金	重大手術を受けたとき	回数無制限	
●	●		手術(重大手術を除く)	手術を受けたとき	・一連の手術については14日間に1回を限度 ・回数無制限	
●	●	放射線治療	放射線治療給付金	放射線治療を受けたとき	・60日に1回を限度 ・回数無制限	
●	—	通院	疾病・災害通院給付金	通院したとき	入院前60日、退院後120日の間で30日まで	
○	○	先進医療	先進医療給付金	先進医療を受けたとき	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	10年満期(自動更新)



以下の特約を付加することにより、保障を充実させることができます。

三大疾病になった場合に備える特約	働けなくなった場合に備える特約	介護が必要になった場合に備える特約
三大疾病になった場合に一時金で備える保障 三大疾病一時金特約	病氣やケガで働けなくなった場合に一時金で備える保障 就労所得保障一時金特約	所定の要介護状態になった場合に一時金で備える保障 介護一時金特約
三大疾病などの長期入院に備える保障 三大疾病無制限型長期入院特約	所定の精神疾患で働けなくなった場合に一時金で備える保障 精神疾患保障一時金特約	認知症で所定の要介護状態になった場合に一時金で備える保障 認知症介護一時金特約
三大疾病になった場合の保険料払込免除 三大疾病(保険料払込免除特約)		

※「ちゃんと応える医療保険EVER」に＜女性疾病入院特約(2013)＞を付加した、女性専用の「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」もあります。

この資料は、保険商品およびサービスの内容のすべてが記載されているものではないため、参考情報としてご利用ください。ご検討にあたっては、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」などをご確認ください。

商品概要・取扱規程

販売名称	ちゃんと応える医療保険EVER	入院給付金 支払限度	60日型・120日型
正式名称	・[主契約] 医療保険[無解約払戻金] ・通院特約[2013](スタンダードプラン)	付加できる特約	・総合先進医療特約 ・三大疾病一時金特約 ・三大疾病無制限長期入院特約 ・三大疾病保険料払込免除特約 ・就労所得保障一時金特約 ・精神疾患保障一時金特約 ・介護一時金特約 ・認知症介護一時金特約
保険期間*1	終身(総合先進医療特約・三大疾病無制限長期入院特約は10年更新*2/就労所得保障一時金特約・精神疾患保障一時金特約は60歳・65歳・70歳満期)	解約払戻金	・終身払:なし ・60歳払済・65歳払済・2年払済・5年払済・10年払済: 主契約の保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍と同額
保険料払込期間	終身払・60歳払済・65歳払済・2年払済・5年払済・10年払済 (総合先進医療特約・三大疾病無制限長期入院特約は10年*2/就労所得保障一時金特約・精神疾患保障一時金特約は60歳・65歳・70歳)	契約者配当金	なし
契約年齢*3	0歳～満85歳		
入院給付金日額の範囲	5,000円(満40歳以上の方は3,000円)から20,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。 ※他の給付金の範囲は「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。		

*1 <三大疾病保険料払込免除特約>については「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

*2 つぎの場合、契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。

その後は保険期間10年での自動更新となります。

① 主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済の場合で、保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき

② 主契約の保険料払込期間が2年払済・5年払済のとき

*3 契約日における被保険者の満年齢をいいます。保険料払込期間などにより、契約年齢が異なります。

※<精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加できます。



- ・<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- ・ご職業、健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

ご留意点

◇ご確認ください

- この資料は、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。本商品のご検討ならびにご契約の際には、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。**
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などを伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 本商品はクーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・ご契約の解除)の対象です。

◇生命保険募集人について

アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

お問い合わせ、お申し込みは
(募集代理店)

株式会社 北越銀行

〒940-8650 長岡市大手通二丁目2番地14

電話: 0258-35-3111

ホームページ: <http://www.hokuetsubank.co.jp/index.html>

株式会社 長陵社

〒940-0083 長岡市宮原2丁目13-23

電話: 0258-32-1394

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。



生きるための がん保険 Days 1

アフラックのがん保険は選ばれ続けて
15年連続契約件数No.1*1、
1営業日*2あたりのお支払いが12.3億円*3で
がんと闘うお客さまに安心をお届けしています。



*1 平成15年版～平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」より
*2 アフラック営業日数：245日(2016年度) *3 2017年3月期

特長① (入院・通院の保障)

入院はもちろん、三大治療のための通院や所定の通院期間中の通院も日数無制限で保障します。
※三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療を指します。

特長② (治療に応じた保障)

三大治療や先進医療*4に備えられます。
*4 <がん先進医療特約>を付加した場合

特長③ (付帯サービス)

※これらのサービスは、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
※これらのサービスは、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

がん専門相談サービス
プレミアサポート

納得した治療方法を選択するために、専門家に相談できます。

訪問面談サービス

がん患者専門カウンセラーが患者さんやご家族に納得がいく医療が受けられるようサポートします。

専門医紹介ベストドクターズ®サービス(プレミアタイプ)

がん治療の専門医を紹介します。セカンドオピニオンとしてもご利用いただけます。

※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

がん治療に伴う生活情報サービス

がん治療にともなう“外見”や“生活面”での変化をサポートする情報を集約した冊子を提供します。

■ 仕組図(保障内容)

● プランに組み込まれた保障
○ 付加可能な保障

⚠ 保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。

2つのプラン 診断保障 充実プラン スタンダードプラン +がん先進医療特約		給付金名	お支払いする場合	お支払いの限度	対象	
					がん	上皮内新生物
●	●	診断給付金	診断確定されたとき	がん・上皮内新生物それぞれ 保険期間を通じ1回限り	○	○
●	—	特定診断給付金	診断確定されてから2年以内または2年以上経過後に入院や通院が所定の条件に該当したとき	保険期間を通じ1回限り	○	—
●	●	入院給付金	入院したとき	1日目から日数無制限	○	○
●	●	通院給付金	通院したとき	三大治療のための通院、所定の通院期間中の通院は日数無制限	○	○
●	●	手術治療給付金	手術を受けたとき	・一連の手術については14日間に1回を限度 ・回数無制限	○	○
●	●	放射線治療給付金	放射線治療を受けたとき	・60日に1回を限度 ・回数無制限	○	○
●	●	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けたとき	・治療を受けた月ごとに1回を限度 ・更新後の保険期間を含め、抗がん剤治療給付金とホルモン剤治療給付金の給付倍率を通算して120倍まで	○	—
●	●	ホルモン剤治療給付金	ホルモン剤治療を受けたとき		○	—
○	○	がん先進医療給付金	先進医療を受けたとき	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	○	—
		がん先進医療一時金		1年間に1回を限度	○	—

一生
生涯
保障

10年
満期
(自動更新)



以下の特約を付加することにより、保障を充実させることができます。

再発や転移に備える保障

診断給付金複数回支払特約

がん治療の副作用や手術による外見の変化に備える保障

外見ケア特約

所定の状態になったときの保険料払込免除

特定保険料払込免除特約

※「生きるためのがん保険Days1」に<女性がん特約(2018)>を付加した、女性専用のプランもあります。
※アフラックには、過去に「がん(悪性新生物)」を経験された方のための保険「生きるためのがん保険 寄りそうDays」もあります。

この資料は、保険商品およびサービスの内容のすべてが記載されているものではないため、参考情報としてご利用ください。「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いを含め、ご検討にあたっては、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」などをご確認ください。

商品概要・取扱規程

販売名称	生きるためのがん保険Days1	契約年齢*3	0歳～満85歳
正式名称	<ul style="list-style-type: none"> ・[主契約]がん保険(低・無解約払戻金2018) ・特定診断給付金特約(診断保障充実プラン) ・手術・放射線治療特約(2018) ・抗がん剤・ホルモン剤治療特約(2018) 	入院給付金日額の範囲	5,000円から60,000円(満65歳以上の方は45,000円、診断保障充実プランの場合は20,000円)の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。 ※他の給付金の範囲は「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。
保険期間*1	終身(抗がん剤・ホルモン剤治療特約、がん先進医療特約、外見ケア特約は10年更新*2)	付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> ・がん先進医療特約 ・診断給付金複数回支払特約 ・外見ケア特約 ・特定保険料払込免除特約
保険料払込期間	終身払・60歳払済・65歳払済・2年払済・5年払済・10年払済 (抗がん剤・ホルモン剤治療特約、がん先進医療特約、外見ケア特約は10年*2)	解約払戻金	ありタイプ・なしタイプ
		契約者配当金	なし

*1 <特定保険料払込免除特約>については「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

*2 主契約の保険料払込期間が2年払済・5年払済の場合、契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。

*3 契約日における被保険者の満年齢をいいます。解約払戻金あり・なしタイプ、特約の付加、保険料払込期間により、契約年齢が異なります。



健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

ご留意点

◇ご確認ください

- この資料は、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」の補助資料であり、商品内容すべてを記載したものではありません。本商品のご検討ならびにご契約の際には、「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などを伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。
- 本商品に関するお客さまのお取引引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取引引きに影響を与えることはありません。
- 本商品はクーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・ご契約の解除)の対象です。

◇生命保険募集人について

アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

お問い合わせ、お申し込みは
(募集代理店)

株式会社 北越銀行

〒940-8650 長岡市大手通二丁目2番地14
電話：0258-35-3111
ホームページ：<http://www.hokuetsubank.co.jp/index.html>

株式会社 長陵社

〒940-0083 長岡市宮原2丁目13-23
電話：0258-32-1394

(引受保険会社) 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL:<http://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00
アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

